

長野県小学生バレーボール連盟慶弔規程

第1条 当連盟の慶弔規程を、次のとおり定める。

第2条 役員の慶弔、傷病、災害等に際しては、各地域選出理事及び評議員の進達により、給付するものとする。但し、返礼を要しない。

第3条 慶事の場合

(1) 本人の結婚のとき 3,000円

第4条 弔事の場合

(1) 本人死亡のとき 5,000円

(2) 配偶者死亡のとき 2,000円

(3) 家族死亡のとき 弔電

(4) 前(1)~(2)の場合、状況に応じて弔電を加えることができる。

第5条 傷病・災害の場合

(1) 本人が傷病により職務不能が3ヶ月以上のとき 3,000円

(2) 大きな災害を受けたとき 5,000円

第6条 この規程に定めるほか、各地域選出理事及び評議員の進達により総務委員会が給付する必要があると認めたときは給付することができる。但し、金額については総務委員会の協議により決定する。

附 則

この規程は平成5年4月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この規定は平成25年4月1日から施行する。